

# 規 約

**2023年**

日本野鳥の会山形県支部

昭和53年4月30日制定  
昭和54年4月15日改定  
昭和55年4月13日改定  
昭和62年4月12日改定  
平成 6年5月28日改定  
平成 9年5月11日改定  
平成 11年10月1日改定  
平成 12年5月28日改定  
平成19年4月21日改定  
平成22年4月17日改定  
平成23年4月16日改定  
平成25年4月21日改定  
平成26年4月19日改定  
平成27年4月25日改訂  
平成28年4月16日改訂  
平成31年4月21日改定  
令和 4年 4月20日改定  
令和 5年 4月15日改定

(名称及び事務所)

第1条 本会は「日本野鳥の会山形県支部」(以下、「支部」という。)と称し、事務所は別に定める。

(目的)

第2条 支部は、自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、自然に関する知識・自然保護思想の普及啓もう及び情操のかん養を図り、もって人間性豊かな社会の発展に寄与するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 野鳥を中心とした自然保護活動
  - 2) 探鳥会、展示会、講演会など普及教育活動
  - 3) 野鳥等の調査研究活動
  - 4) 自然保護団体等の鳥類保護の推進活動
  - 5) 支部報の発行
  - 6) その他、支部としての必要な諸活動
- 2 支部が事業を行う地域は、主に山形県とする。

(会員)

第4条 支部の会員は、原則として第3条第2項に掲げる地域の公益財団法人日本野鳥の会(以

下、「野鳥の会」という。) 会員によって構成する。

2 会員は次の事由により、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 会費を滞納したとき。
- 3) 除名されたとき。

3 支部の名誉を著しく傷つけ又は支部の目的に反する行為のあった会員は、支部長が役員

会の議決を経て退会させることができる。

(会費)

第5条 会費は、別に定めるところによる。

- 2 会費は、1年分を前納とする。
- 3 既納の会費は、返還しない。
- 4 会費は、入会日より一年間有効とする。

(資産)

第6条 支部の資産は次のとおりとする。

- 1) 会費
  - 2) 寄付金
  - 3) 補助金
  - 4) 備品等の財産
  - 5) その他の収入
- 2 支部の資産は代表が管理し、その管理方法は役員会において定める。

(事業報告・決算報告及び事業計画・予算)

第7条 支部の事業報告・決算報告及び次年度計画・予算は、事業年度終了後速やかに役員会で

作成し、総会で承認を受けるとともに支部報に掲載する。

(会計)

第8条 支部の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

第9条 支部の議決機関として、総会を開く。

2 総会の運営は、次のとおりとする。

- 1) 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に支部長が招集する。
- 2) 総会では、決算・予算・事業報告及び計画・役員改選等を審議する。
- 3) 臨時総会は、必要に応じて支部長が役員会の承認のもとに召集する。
- 4) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

る。

- 5) 総会の議事結果は、支部報に掲載する。
- 6) 新型コロナウイルス感染症拡大などの不測の事情により、やむを得ず総会を中

止と

し、書面による議決を行う場合がある。総会の中止と会員への総会資料の提示

方法

及び議決の方法については、役員会にて決定する。

(役員・役員会)

第10条 支部に次の役員を置く。但し、公益財団法人日本野鳥の会の仕事を担当する場合の役員

は、おおぞら会員もしくは特別会員でなければならない。

支部長	1名
副支部長	2名
事務局長	1名
会計	1名
編集長	1名
会計監査	2名
幹事	若干名
顧問	若干名

2 役員は総会で選出する。但し、顧問は役員の推薦により総会の議決を以って選出される。

3 役員の任期は定期総会の翌々年の定期総会までとする。但し、顧問は任期を定めな

い。また、役員の再任は妨げない。

補充選出の場合の任期は、残任期間とする。

4 役員が会の役員として不相当と認められるときは、役員会においてこれを解任すること

ができる。

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 支部長は、支部を代表し統括する。
- 2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あった際には、予め支部長が定

めた

順位によりその職務を代行する。

- 3) 事務局長は、支部長、副支部長を補佐し、支部の運営事務を行う。
- 4) 会計は事務局長を補佐し、支部の会計を管理する。
- 5) 編集長は、支部報の発行にあたる。

- 6) 監査は、支部の事業、会計を監査する。
  - 7) 幹事は、事務局長を補佐し、会の実務を行う。
- 2 役員は、次の専門部会を構成しその任にあたる。それぞれの職務内容は別に定める。また、役員が二つ以上の部会に所属することを妨げない。
- 1) 総務部
  - 2) 事業部
  - 3) 調査・研究部
  - 4) 編集部
- 第12条 役員会は、役員をもって構成し、前条の任務を遂行するために、適時役員会を開催する。
- 2 役員会は、支部長が招集し、議長は支部長とする。
  - 3 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。
  - 4 支部長は、複数の役員から要求があったときは速やかに役員会を招集する。
  - 5 役員会は、総会議決事項、諸行事、諸問題について審議し、会の円滑な運営を図るものとする。
  - 6 審議内容は、随時支部報に掲載する。
- 第13条 この規約の施行に必要な規則は、別に定める。
- 第14条 この規約の改定は、総会出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。

## 附 則

- 附則第1条 この規約は、昭和53年4月30日より発効する。
- 附則第2条 支部に入会しようとする者は、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・職  
業等を明記し、入会金及び年間会費をそえて、本部又は支部に申し込むものとする。
- 2 会員の種別とその会費は次のとおりとする。
    - 1) 入会金 :1,000円(本部に初年度のみ)
    - 2) おおぞら会員 :本部会費5,000円と支部会費2,300円を前納した者。
    - 3) 赤い鳥会員 :本部会費1,000円と支部会費2,300円を前納した者。
    - 4) 特別会員 :本部特別会費一口10,000円または本部法人会費一口100,000円及び支部会費2,300円(法人にあつては10,000円)を前納した者。

- 5) 家族会員 (2)、3)、及び4)の会員と同一住所内で生活を共にする家族一人  
につ  
き、500円を前納した者。
- 6) 小中学生会員 (支部独自会員) 小中学生の支部会費1,800円を前納した  
者。

附則第3条 事務所を 〒990-1164 山形県西村山郡大江町本郷丙1660 清野信行方に置  
く。

附則第4条 支部長を 細谷千鶴子とする。【住所の記載を削除】

附則第5条 会計担当者を 吉村晶子とする。【住所の記載を削除】